

年金暮らしの私の確定申告（追記版）

令和 7 年 2 月 足立秀一

毎年 2 月上旬になると確定申告を行っている。

国税局の「確定申告書作成コーナー」を開き、示される手順に沿って該当項目を埋めて行き、最後は e-Tax で電子送信、出掛ける必要が無く在宅ですべて完了です！

私の年金総額では、確定申告不要の範囲額であるが、国民年金の源泉徴収はありませんが、**企業年金は源泉徴収**されています。

保険控除・寄付控除・医療費控除等の申請すべき控除があるので申告しています。

- ① 保険控除は、生命保険・地震保険・火災保険などです。
- ② 寄付控除は、ふるさと納税（礼品目当て）・ユニセフです。
- ③ 医療費控除は 10 万円を超えないと申告しても控除額はない様で、去年は申告しなかったが、1 割負担が 2 割負担になったこと及び通院のための交通費も申請できる。その交通費も値上がりしたこともあり、10 万円以上になり復活です。

申告すると毎年企業年金の受給額から源泉徴収されている源泉徴収額の範囲内で還付金があります。 チョットした春のボーナスです！

言える事、『全く源泉徴収額（税金の支払い）が無ければ、確定申告は行っても無駄！』（当然、税金を払っていないのにいくら控除があっても還付などあり得ないですね！）

令和 6 年度の確定申告書を作成して e-Tax で送信しました！

途中で分からない事があり、確認操作をしたりして、記載したデーターがすべてパーになったりを 2 度ほど繰り返し、やっと作成を完了して e-Tax で送信完了と思って前年度分の内容と比較すると配偶者の家内の年間所得が、記載したつもりが記載されていない。前年度は記載があったのでネットで調べてみましたが、記載される、されない、その基準はよく分かりませんでした。

もう一つ、今回の確定申告での有難いお話。

皆様覚えておられると思いますが、『**定額減税**』が年金生活者にも適用されていたので、今回は**源泉徴収された分が丸々還付**されて来ます。 ホクホクです！

以 上